

第20回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成28年 7月14日（木）	
開催場所	前橋プラザ元気21 5階 505学習室	
出席委員	植木康夫委員長、石渡聡委員、田中恒夫委員、西巻佐和子委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	平成27年10月 1日 ～平成28年 3月31日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条件付一般競争入札	1	1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。 2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。 3 平成27年度下半期発注工事等の審議について 田中委員より抽出された4件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。 4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 平成29年2月14日（火）を予定。
簡易型条件付一般競争入札	1	
公募型指名競争入札		
指名競争入札	1	
随意契約	1	
合計	4	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4において、随意契約の一覧表の中に、該当とした運用基準を記載してほしい。 ・プロポーザル案件について、参加業者が1者のみということであったが、2者、3者と参加して、その中から業者選定を行うことが望ましい。 ・落札率については、非常に高い。今後も落札率を下げる努力をしてほしい。 ・不調の場合の対応は、難しいケースが多いと思うが、よりよい方法を探ってもらいたい。 	

別紙

質問	回答
<p>入札及び契約手続きの運用状況等について</p>	
<p>【委員】 随意契約の発注件数について、上半期よりも下半期に発注件数が多いのはなぜか。</p>	<p>【事務局】 特殊な工事や、大きな工事に追加して施工する必要がある場合等、随意契約を行う理由に該当する工事が上半期よりも下半期に多かったと考えられます。 特別な理由があったわけではありません。</p>
<p>前橋市民文化会館天井耐震改修ほか建築工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：建築一式 A 契約金額：570,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 業者から提出された積算内訳書が、無効になることは、よくあることなのか。</p>	<p>【事務局】 よくあります。 インターネット上の電子入札システムに、別の工事の積算内訳書を添付したり、積算内訳書に記載された積算金額と実際に入札した入札金額が異なるといった理由で無効になることが多いです。</p>
<p>【委員】 2011年にも改修工事を行っているが、なぜ何度も工事をするのか。</p>	<p>【事務局】 耐震補強について2011年にも行いましたが、東日本大震災後に、耐震基準が厳しくなり、基準を満たすために天井の耐震補強等を行うものです。</p>
<p>2 六供温水プール改修建築工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 工 種：建築一式 B 契約金額：90,700千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 事後審査方式ということだが、調査した業者が、参加条件を満たしていない場合どうするのか。</p>	<p>【事務局】 次順位の業者を調査し、落札者を決定します。</p>

<p>3 小暮土地区画整理事業 区画道路整備工事（第3工区）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：土木一式 B</p> <p>契約金額：14,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>地理的条件で、業者選定を行った際に、落札業者が工事場所と同地区でない場合、選定理由としておかしくないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>地理的条件での業者選定方法は、工事場所と同地区の業者を優先して指名するという選定方法です。</p> <p>ですから、同地区でない業者が落札しても、問題ありません。</p>
<p>【委員】</p> <p>地理的条件を設定するのに、距離を基準としているのか、こういった基準なのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>地区を優先に基準としていますが、距離等も考慮して指名しています。</p> <p>受注機会を均等に与えるために、それぞれの工事ごとに、柔軟に対応しています。</p>
<p>【委員】</p> <p>資料を見る限りでは、距離や隣接という判断しかできない。</p> <p>平準化がされているとわかるよう表記に工夫することできないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>平準化については、前橋市建設工事業者選定要綱に定められていますので、前提の上で、さらに1から9番までの運用基準にそって指名をしています。</p>
<p>【委員】</p> <p>隣接された地区でも、今回の工事で指名されていない業者がいるが、平準化されていないという判断で間違いはないのでしょうか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>資料を見る限りでは1件の工事ですが、土木一式B等級の工事は年間117件あります。</p> <p>年間を通して約20～30回指名をしています。</p> <p>複数件以上あった中で、平準化を図りつつ、その都度の指名状況に応じてバランスを考えながら指名しています。</p>

<p>【委員】 地理的条件のそれ以外の業者が落札した工事は約何件ほどか</p>	<p>【事務局】 一概には言えませんが、広い地区では、別の地区が落札する可能性が高いですが、ほとんどが同地区の傾向があります。 おそらく、10件中2、3件ほどです。</p>
<p>【委員】 落札率が100%だが、もしこの業者がダメなら不調ということになるのか。</p>	<p>【事務局】 不調になります。</p>
<p>【委員】 一年間で不調は、どのくらいの件数あったのか。</p>	<p>【事務局】 上半期の入札件数471件のうち、不調になった件数は、19件で、下半期の入札件数487件のうち、不調になった件数は、58件です。 上・下半期で、ほぼ同じ件数の入札が行われているにもかかわらず、後半に不調が多く発生しています。</p>
<p>【委員】 上半期より、下半期に不調が多かった原因はなにか。</p>	<p>【事務局】 想像の範囲ですが、材料費や人件費等が急騰し、予定価格と実勢価格に差が生じたためと考えられます。 細かく調査をしなければ理由はわかりませんが、大きな差があると感じています。</p>
<p>【委員】 今回指名した業者1者以外は、落札率100%を超えているが、10年前に同じような工事があった場合、どういった結果になっていたのか。</p>	<p>【事務局】 手持ち資料がないため、数字は分かりませんが、設計額と実勢価格の乖離が小さかったことから、不調になる確率は低かったと想像できます。</p>
<p>【委員】 不調になった工事は、工期が延びてしまうのか。間に合わなくないのか。</p>	<p>【事務局】 不調になった場合、指名業者を替えて、設計は変えずに、再度、入札を行います。 それでも不調になった場合は、等級を変えます。どうしても間に合わない特殊な場合につきましては、不落随契制度を今年度より導入しました。</p>

4 群馬県及び前橋市指定重要文化財臨江閣保存整備事業建築工事

入札方式：随意契約

工 種：建築一式

契約金額：352,200千円（税抜き）

【委員】

1者しか参加業者がいなかったのか。
どのくらいの業者が参加するかといった予想はあったのか。

【事務局】

電話での問い合わせが2件ほどあったので、2者以上は参加業者がいると思っていました。

【委員】

1者のため、他と比較する対象がなかったということですね。

【事務局】

プロポーザルのため、ホームページ等で公募した結果、1者ではありましたが、公募した段階で参加、不参加といった競争が働いたと判断しました。

【委員】

契約の前に、相手方の提示した金額が、市の予定していた価格内であったため採用としたのか。
金額的の設定はどのような方法でおこなったのか。

【事務局】

実施設計を行いまして、それに基づいて市の単価等で見積り金額を設定しました。
プロポーザル実施要領の中に、上限額として記載してあります。

【委員】

施工箇所は、参加業者が提案してきたものか。

【事務局】

実施設計の中に含まれているものです。設計の内容についても、事前に調整しまして、仕様書というかたちでまとめ、概要として提示し、公募したものです。

【委員】

施工内容は、ある程度施工業者の意図があるという認識だったが、ほぼ市が決めた施工内容になるのか。

【事務局】

基本的には実施設計に従って、施工してもらおうということです。
プロポーザルの中で、今後、国の重要文化財を目指す上で大変重要となる、調査、記録を決められた工期内でどのように行っていくか等の提案を審査内容としました。

【委員】

市で積算した金額と、業者から提示された金額に差はあったのか。

【事務局】

資料のとおり、落札率が99.77%ですので、差はありませんでした。